

# 新たな沖縄振興のための制度提言

【福祉保健部会審議事項抜粋版】



令和3年4月  
沖 縄 県

# 新たな沖縄振興のための制度提言

昭和47年5月の本土復帰以降、3次にわたる沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とする格差是正を、その後の沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョン基本計画では民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、沖縄振興特別措置法等の規定に基づく高率補助制度、沖縄振興交付金制度、沖縄関係税制及び政策金融等の特別措置が活用されてきた。

本県が令和2年3月にとりまとめた「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書」では、これまでの沖縄振興策の展開によって多くの成果があがっていることが示された。その一方で、県民所得の向上等は未だ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等の重要性を増した課題、新たに生じた課題等も明らかとなった。

この総点検の結果や新沖縄発展戦略、沖縄らしいSDGsを踏まえ、昨年11月に拡充又は創設が必要な157制度(再掲を除くと118制度)を「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」として取りまとめ、県民、市町村及び関係団体に対し意見募集を行った。また、同中間報告については、令和3年1月に県議会の新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会において審査がなされ、多くの意見をいただいた。

これらの県内各界各層からいただいた幅広い意見を踏まえるとともに、県が令和3年1月28日に公表した「新たな振興計画(骨子案)」に沿って検討を進めた結果、新たな沖縄振興のため拡充又は創設が必要な65制度と継続が必要な24制度を取りまとめたところである。

国においては、これら県内の各界各層の意向を踏まえ、沖縄振興特別措置法等の令和4年度以降の継続と、同法の改正に当たり新たな沖縄振興策の推進に必要な制度が、この提言に沿って盛り込まれるよう、強く求める。

令和3年4月

沖縄県知事 玉城 デニー

# 目次

I 総論	1
II 制度提言 【65件】	
【すべての将来像に関連】	
1 沖縄振興交付金制度	
2 民間活力を活用したSDGsによる課題の解消推進制度	
【将来像1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して】	
3 島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な資源循環構築制度	
4 島しょ型エネルギー社会基盤形成制度	
5 自然環境の保全再生支援・促進制度	
6 赤土等流出防止対策制度	
7 沖縄文化の保存・継承・活用支援制度	
8 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援	
9 首里城復興推進制度	
10 沖縄らしい景観形成支援制度	
【将来像2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して】	
11 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	13
12 黄金っ子（くがにっこ）応援特別制度	16
13 県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	
14 医療提供体制確保支援制度	19
15 薬剤師確保対策制度	24
16 新興・再興感染症等発生時における社会経済活動維持のための社会的 検査体制の推進	26
17 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援制度	28
18 都市公園の整備促進	
19 情報通信基盤強靱化関連制度	
20 離島住民等交通コスト負担軽減制度	
21 水道広域化促進支援制度	30
22 離島等における福祉サービス提供体制の確保支援制度	33
23 離島航路・航空路の維持確保支援制度	
24 離島活性化推進制度	
25 社会基盤等の防災対策の推進	
26 社会基盤等の長寿命化対策	
27 米軍活動に起因する環境問題への対応	
28 残された戦後処理問題の解決の推進	
【将来像3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して】	
29 産業基盤の高度化・効率化による「稼ぐ力」の向上支援制度	
30 生産性向上促進制度	
31 観光受入体制強化支援制度	
32 質の高い観光地形成のための支援制度	



# I 総論

# I 総論

## 1 新たな制度の提言に向けたこれまでの取組

沖縄振興計画に基づく事業を推進するため高率補助制度、沖縄振興交付金制度、沖縄関係税制及び政策金融等の特別措置が講じられているが、その根拠となる沖縄振興特別措置法は、令和4年3月末に期限を迎える。

沖縄県では、市町村や関係団体へ新たな沖縄振興のあり方等に関するアンケートを実施し幅広い意見を収集するとともに、圏域ごとに市町村長との意見交換会を2回開催し意見を交わしてきた。さらに、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に係る総点検の結果や新沖縄発展戦略、沖縄らしいSDGsを踏まえた検討を進め、拡充又は創設が必要な157制度(再掲を除くと118制度)を取りまとめ、令和2年11月10日に「新たな沖縄振興に向けた制度提言(中間報告)」を公表したところである。

その後、同中間報告について県民、市町村、関係団体から幅広く意見を募集するとともに、圏域ごとに市町村長と意見交換を実施したところである。また、令和3年1月に県議会新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会が開催され、同中間報告について審議がなされた。このほか、同月に開催された知事と県内全市町村長で構成する沖縄振興会議では、令和4年度以降の沖縄振興特別推進交付金の継続と沖縄振興予算の拡充について県と市町村が一体となって国等へ要請することが確認された。

また、令和3年1月に県が公表した「新たな振興計画(骨子案)」では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の柱である「自立型経済」と「優しい社会」の2つの基軸に、沖縄らしいSDGsを取り入れ、従来の「社会」と「経済」に、新たに「環境」を加えた3つの枠組みを設定したうえで、33の基本施策と111の施策展開が示されている。

今回の制度提言では、同骨子案の施策展開に掲げる388の施策の展開を推進するため、拡充又は創設が必要な65制度と継続が必要な24制度について提案している。

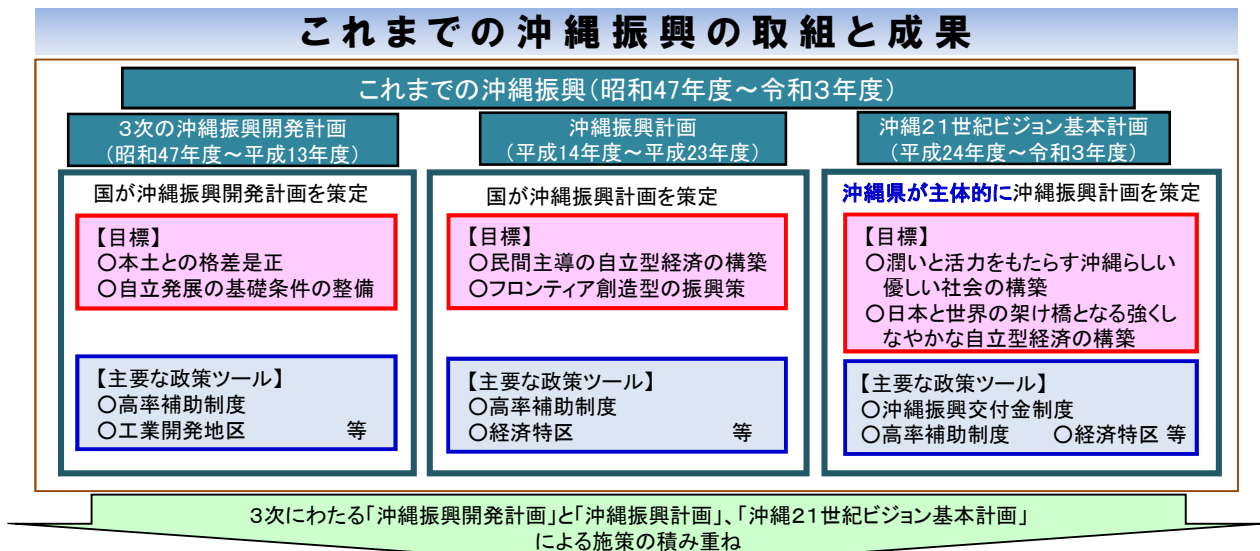
### (沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検)

沖縄県では、令和4年度以降の本県の振興のあり方を検討するため、平成30年度から全庁体制で、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に係る総点検作業を実施し、令和2年3月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書」を取りまとめた。

同報告書では、これまでの沖縄振興策の展開によって、社会基盤等の整備が進むとともに、平成29年度の名目県内総生産は約4.4兆円と復帰時の約9.6倍の規模となるなど多くの成果をあげていることが示された。

その一方で、県民所得の向上等は未だ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題などの沖縄の特殊事情から派生する固有課題や、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性を増した課題、新たに生じた課題が示されている。

## これまでの沖縄振興の取組と成果



## 本土との格差の縮小、県民満足度の向上など、多方面において大きな成果

人口 S47:960千人→R元:1,454千人 (+494千人、1.51倍)	名目GDP S47:4,592億円 → H29:44,140億円(+39,548億円 9.6倍)
就業者数 S47:359千人→R元:726千人 (+367千人、2.02倍)	情報通信産業 立地数 H10: 8社 → H30: 470社 (+462社 58.8倍) 雇用者数 H10:1,007人 → H30:29,403人(+28,396人 29.2倍)
経済の基地依存度 S47:15.5% → H29:6.6%(約2/5、▲8.9ポイント)	社会資本整備 道路実延長 S47:4,392km → H28:8,084km (1.84倍) 水道水供給量(最大) S47:309千㎡ → H29:573千㎡ (1.85倍) 公営住宅(県・市町村計) S47:3,656戸 → H29:37,769戸 (10.3倍)
入域観光客数 S47:44万人 → R元:1,016万人 (+972万人、23.1倍)	
観光収入 S47:324億円 → H30:7,257億円 (+6,933億円 22.4倍)	

## 総点検の結果、示された主な課題

<b>&lt; 自立型経済の構築は、なお道半ば &gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり県民所得は全国の7割程度(H29) 沖縄:2,349千円 全国:3,164千円(74.2%)</li> <li>全国一低い正規雇用の割合(H29) 沖縄:56.9% 全国:61.8%(▲4.9%) ※更に低い若年者(15歳～34歳)の正規雇用率:55.6%</li> <li>低い大学への進学率と、高い高校中退率(H30.3) 大学等進学率:沖縄39.7% 全国54.7%(▲15ポイント) 高校中退率:沖縄 2.0% 全国 1.3%(全国の1.5倍)</li> <li>過重な米軍基地負担(米軍専用施設等の7割が集中) 米軍専用施設の返還割合 沖縄:35% 本土:60%</li> <li>返還が予定される広大な駐留軍用地の再開発 嘉手納より南の返還予定の駐留軍用地:974ha</li> <li>離島における定住条件の整備、地域産業の振興 等</li> </ul>	<b>&lt; 重要性を増した課題 &gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困問題、児童虐待、女性の活躍推進</li> <li>所得の県外流出、企業の労働生産性の低さ</li> <li>環境対策(海岸漂着物、エネルギー等)</li> <li>基地から派生する諸問題(環境汚染等)</li> <li>社会基盤施設の老朽化</li> <li>災害避難所の整備 等</li> </ul>
	<b>&lt; 新たに生じた課題 &gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>首里城の復元・復興</li> <li>離島・過疎地域における「関係人口」の拡大</li> <li>society5.0に向けた社会基盤の整備</li> <li>企業・事業者の人材不足、事業承継</li> <li>農林漁業者の所得向上、スマート農業への対応</li> <li>人材育成のための地域連携プラットフォーム構築 等</li> </ul>

## (新沖縄発展戦略)

沖縄は成長が期待されるアジアに近く、出生率も高い等の優位性と潜在力を有しており、これらの沖縄の有するポテンシャルを存分に発揮し、日本経済成長の牽引役としての役割を果たしていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い甚大な影響を受けた県経済の回復に向けて、中長期的な施策も必要となっている。

このため、令和2年3月に新沖縄発展戦略有識者チームから知事へ、中長期的な期間に耐える優先度の高い政策事項である「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」が提言された。

### 新沖縄発展戦略：新たな振興計画の検討に向けた申し送り事項

#### I. アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編

- 1 世界水準の拠点空港化
- 2 港湾機能の強化
- 3 シームレスな陸上交通系の整備(交通渋滞対策)
- 4 鉄軌道の導入
- 5 駐留軍用地の跡地利用
- 6 東海岸サンライズベルトの発展戦略

#### II. 日本経済再生のフロントランナー

- 1 フロンティアの形成と海外展開の加速
- 2 新技術・イノベーションへの対応
- 3 ビジネスの実験場、規制緩和
- 4 スタートアップ企業の促進
- 5 人手不足への対応(労働力の確保)
- 6 人口減少対策

#### III. ソフトパワーを生かした持続可能な発展

- 1 観光産業の多様化と高付加価値化
- 2 国際的なクルーズ拠点の形成
- 3 海洋政策、ブルーエコノミー
- 4 自然環境・生物多様性の国際拠点形成
- 5 世界に誇れる環境モデル地域の形成
- 6 首里城の復元・復興

#### IV. 誰一人取り残すことのない社会の構築と未来を拓く人材育成

- 1 離島・過疎地の振興
- 2 子どもの貧困対策
- 3 人材育成の促進

## (沖縄らしいSDGs)

本県では、令和元年度に有識者で構成する「SDGsに関する万国津梁会議」を設置し、沖縄らしいSDGsをテーマに検討を進めるとともに、同年11月に知事を本部長とする沖縄県SDGs推進本部を設置し、全県的なSDGs推進のための基本的な方向性等を「沖縄県SDGs推進方針」として定めた。同方針では、様々なステークホルダーとのパートナーシップのもとSDGsの普及啓発に取り組むとしている。

令和2年12月に同会議から知事への最終報告として「沖縄らしいSDGs実施指針(案)」が取りまとめられた。同指針(案)において、「沖縄21世紀ビジョン」で示した5つの将来像は、SDGsと同じバックキャストिंगの発想に基づいて設定されているとされ、その発想の下で進められてきたこれまでの取組はSDGsの達成にも寄与しており、



その延長線上にSDGsを取り入れることによって、県民が目指す将来像の実現に、より確実に近づくと考えられるとされたところである。また、本県におけるSDGs推進の基本理念に「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を掲げ、その達成に向けた取組の柱に12の優先課題を設定している。この優先課題は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」という。)における「5つのP」に沿って、下表のとおり分類を行い、まとめている。

## 沖縄におけるSDGs推進の基本理念の達成に向けた 取組の柱として設定された「優先課題」

### 《People 人間》 P1

- ① 性の多様性(LGBT等)、障がいの有無、国籍など、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現(多様性の尊重、個人の尊厳)
- ② 医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし
- ③ 地域への誇り(しまくとぅばの普及・推進等)と夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

### 《Prosperity 繁栄》 P2

- ④ 基幹産業として持続可能で責任ある観光(サステナブル/レスポンシブルツーリズム)の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興(農林水産業におけるブランド化等)、県経済の基盤となる安定的な雇用
- ⑤ 日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点
- ⑥ 気候変動に適應する強靱なインフラと交通網の整備

### 《Planet 地球》 P3

- ⑦ 多様な生物・生態系や自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

### 《Peace 平和》 P4

- ⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信
- ⑨ 共助・共創型の安全・安心な社会の実現

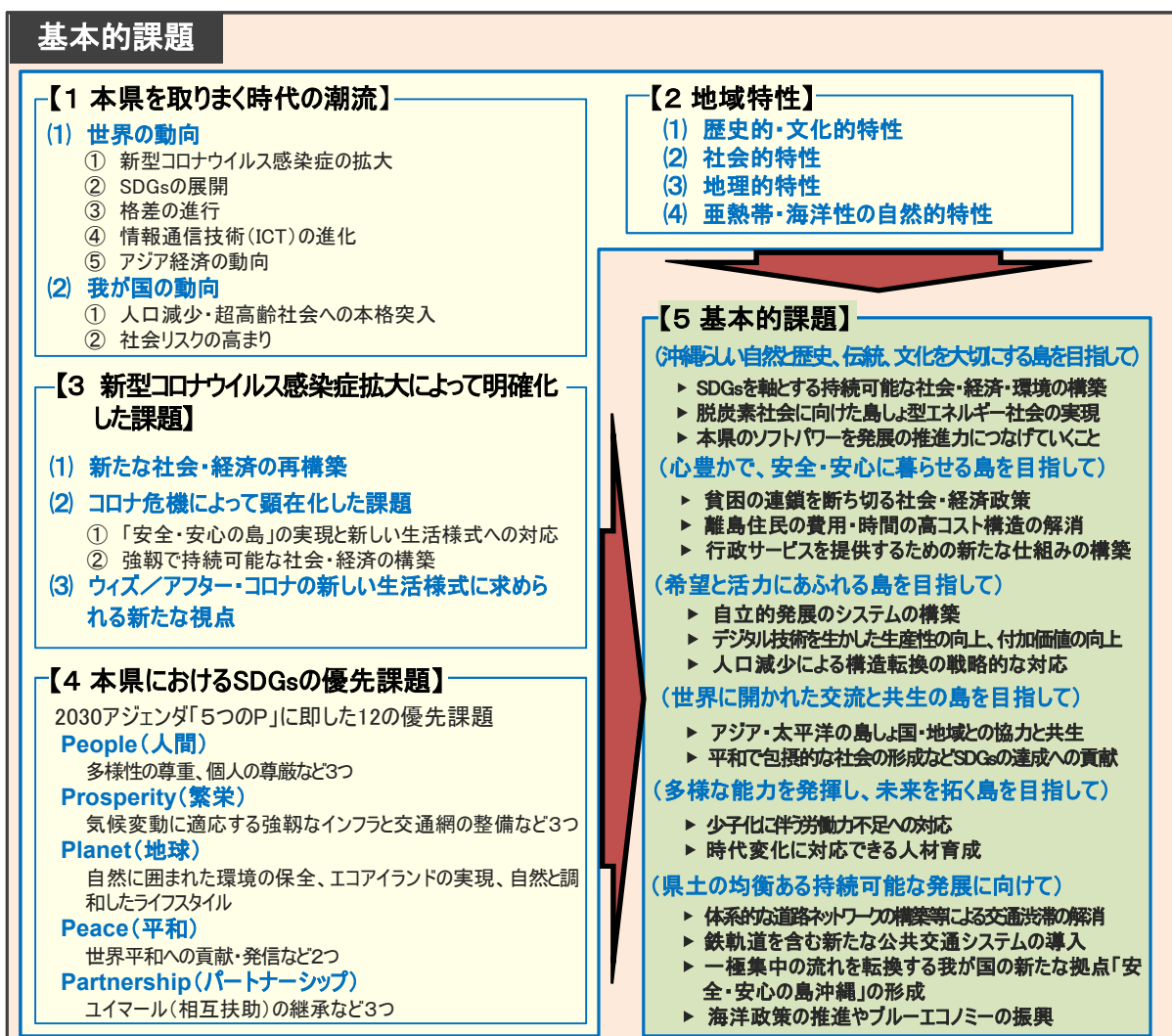
### 《Partnership パートナーシップ》 P5

- ⑩ ユイマール(相互扶助)の継承、人の和・地域の和
- ⑪ 地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携
- ⑫ 世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバル・パートナーシップ

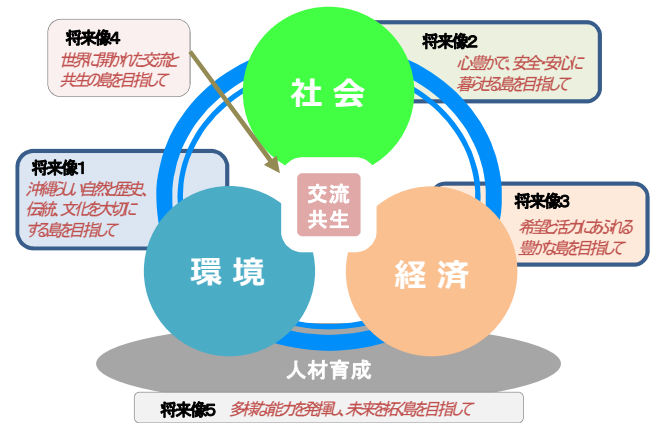
## 2 令和4年度以降の新たな沖縄振興について

県は、令和3年1月に公表した「新たな振興計画(骨子案)」において、新たな振興計画を策定する意義に、「海洋島しょ圏 沖縄の振興」と「我が国の発展への貢献」を掲げ、計画目標を「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現」としている。この目標の実現にあたっては、SDGsを取り入れ、「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、ウイズ／アフター・コロナの新しい生活様式に適合する「安全・安心の島沖縄」を形成し、県民全ての幸福感を高め、我が国の持続可能な発展に寄与することを目指すとしている。

また、世界や我が国の動向など本県を取り巻く昨今の時代の潮流や、他の都道府県にはない本県の地域特性、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大によって明確化した課題、沖縄らしいSDGsの理念等を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像に即して基本的課題を整理している。



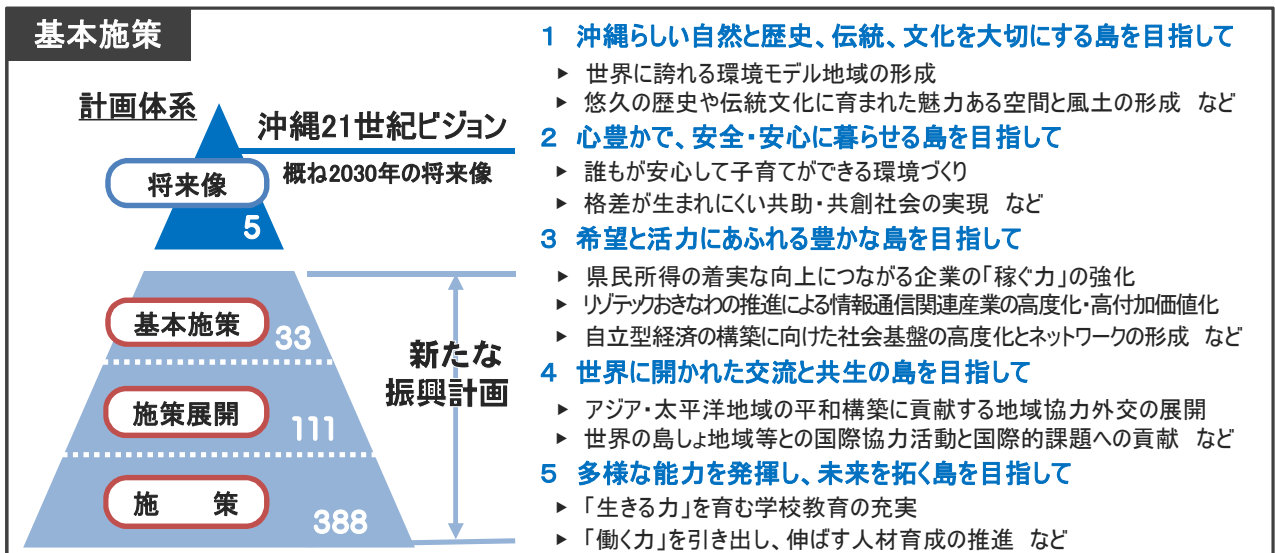
SDGsを掲げた2030アジェンダでは社会、経済及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的な取組を目指している。新たな振興計画(骨子案)では、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる5つの将来像と連動させた、社会・経済・環境の3つの枠組みを設定しており、この3つの枠組みを一体不可分のものとして、統合的な施策の展開を進めるため、これまでの沖縄振興において通底する基軸的な基本方向であった「強くしなやかな自立型経済の構築」と「優しい社会の構築」に、「持続可能な海洋島しょ圏の形成」を加え、施策展開の三つの基本方向が示されている。



- ### 施策展開の三つの基本方向
- (1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現
  - (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築
  - (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

さらに、この基本方向を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が描いた5つの将来像の体系に沿って、33の基本施策と111の施策展開、388の施策が整理されるとともに、沖縄が持つ特殊な諸事情から派生し国の責務として適切な措置が講じられる必要があるもの等については、「克服すべき沖縄の固有課題」と整理している。

これらの施策の推進及び課題の克服にあたっては、今般提言する各制度の実現が必要である。



- ### 克服すべき沖縄の固有課題
- 1 基地負担の軽減
  - 2 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
  - 3 離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島しょ地域の形成
  - 4 陸・海・空を紡ぐ「美ら島交通ネットワーク」の構築
  - 5 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充と地域主体の政策推進

### 3 今後の検討スケジュール

今回取りまとめた制度提言は、令和3年4月に国へ提言することとしている。

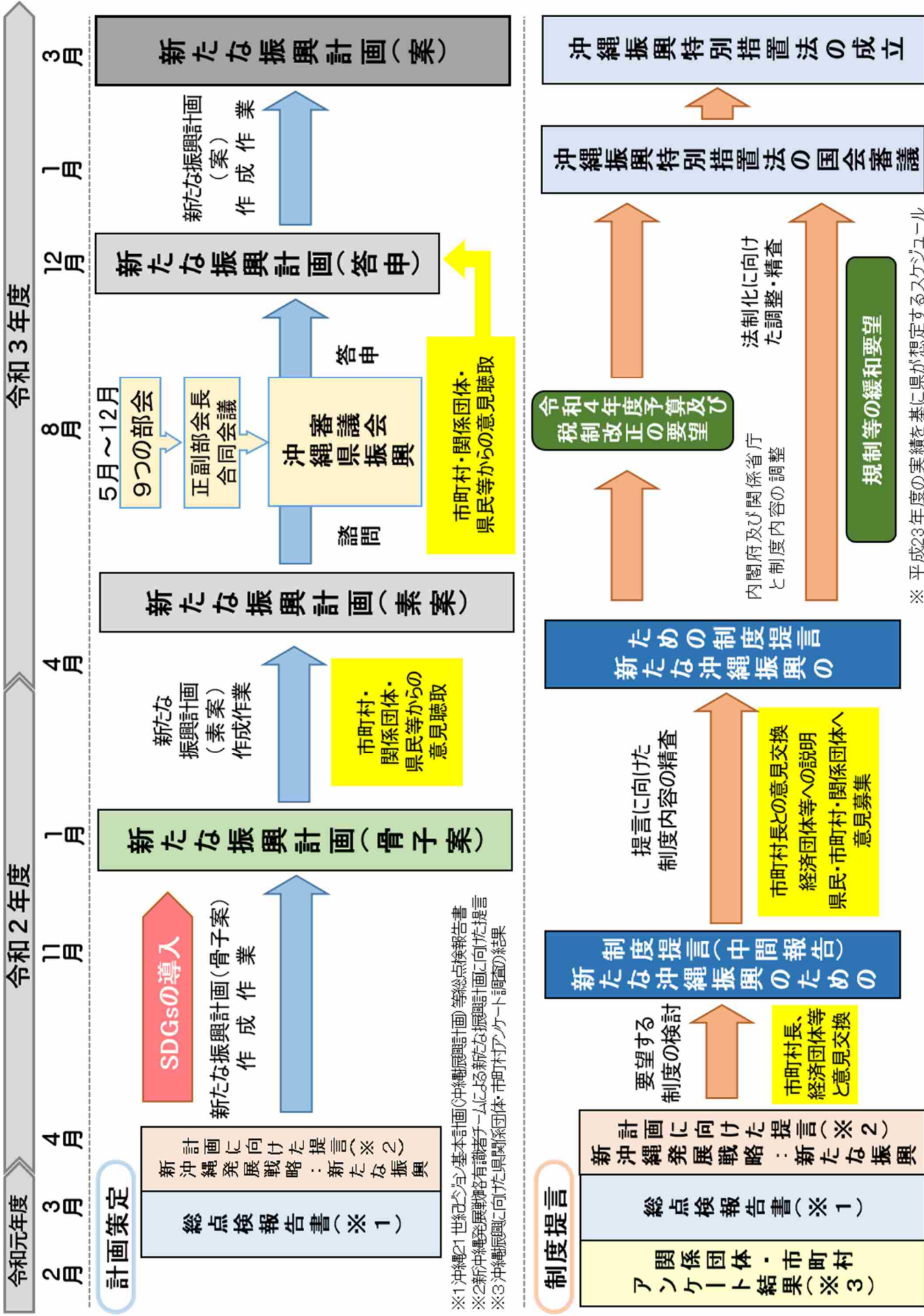
その後は、国における現行計画の総点検作業の進捗を勘案しながら、内閣府及び関係省庁との調整を密に図り、沖縄振興特別措置法の改正や令和4年度税制改正へ、今回提言した制度の反映を目指すこととしている。

また、要望する制度の実現に向けては、引き続き、市町村と一丸となるとともに、経済団体等とも連携等を図りながら、あらゆる機会をとらえ、知事を先頭に国へ要望していく。



# 新たな沖繩振興に向けたスケジュール（予定）

R3年4月時点





## II 制度提言

# 記載例

**【将来像・基本施策・施策展開】**  
提案する制度に該当する将来像、新たな振興計画(骨子案)に基づく基本施策・施策展開を記載しています。

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減

**【分類】**  
提案する制度の分類について、「財政特例」、「規制緩和」、「要件緩和」、「税制優遇」、「その他」を選択し、記載しています。

<b>提案する制度名</b>		離島住民等交通コスト負担軽減制度			
財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他	
○	—	—	—	—	

**【目指すすがた】**  
提案する制度が目指すすがたについて記載しています。

目指すすがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県全体の均衡ある発展のため、離島住民等の交通コスト低減を安定的かつ継続的に実施することにより、離島・過疎地域における移動手段の維持・確保及び生活利便性が向上し、定住条件の整備が図られる。</li> </ul>
--------	---

**【SDGsのゴール】**  
提案する制度に関連する「SDGsの17のゴール」について記載しています。

**【制度概要】**  
提案する制度の概要について記載しています。

### 制度概要

- 航路・航空路の運賃の低減化による住民負担の軽減及び地方路線を将来にわたって維持するため、次の経費を対する国の財政支援(交付金制度:国庫交付率8/10)を創設する。**【新規】【財政特例】**
  - 離島住民等の船賃及び航空運賃を低減するための経費  
**【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑨、P5-⑩】**

**【沖縄らしいSDGsの優先課題】**  
提案する制度に関連する沖縄らしいSDGsの優先課題を記載しています。(参考資料参照)

**【現状・課題】**  
提案する制度の現状・課題について、沖縄の特殊事情を踏まえ記載しています。

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船又は飛行機に頼らざるを得ず、陸上交通と比較して割高な運賃は人的移動の大きな障害となっている。</li> <li>■ 現在は沖縄振興特別推進交付金を活用し、割高な船賃及び航空賃を低減する事業を実施し、離島住民等の交通コストの負担を軽減している。また、中核病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減している。</li> <li>■ 令和元年度に経済波及効果調査を行ったところ、1.9倍の費用対効果があることが算出されており、引き続き航路・航空路の運賃の低減に取り組む必要があるが、当該事業を安定的かつ継続的に実施することが課題である。</li> </ul>
-------	--

**【必要性】**  
提案する制度を要望する必要性を記載しています。

**【担当部課】**  
提案する制度の担当部課を記載しています。

必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けるためには、島外への移動利便性を高めることが必要不可欠であり、住民の経済的負担となっている航路及び航空路の運賃の低減を安定的かつ継続的に実施していくためには恒久的な制度を創設する必要がある。</li> </ul>
担当部課	企画部 交通政策課

**【関連する施策展開】**  
提案する制度に関連する施策展開を記載しています。

関連する施策展開	なし
----------	----



将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(1) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
施策展開	ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化

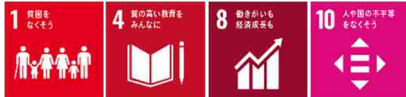
## 提案する制度名 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

**目指すすがた**

- 沖縄の未来を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長している社会の実現を目指す。

### 制度概要



1. 県及び市町村が実施する子どもの貧困対策のための次の支援に対して国の財政支援（交付金制度：国庫交付率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 食事の提供、生活指導や学習支援を行う子供の居場所事業の継続・拡充に対する財政支援
  - (2) 子供の貧困対策支援員の市町村配置に対する財政支援
  - (3) 県が実施する市町村の区域を超える広域的、又は、一般的な子供の居場所では対応が困難な子ども等への専門的な支援の実施に対する財政支援
  - (4) ひとり親家庭や低所得世帯への放課後児童クラブ利用料の軽減のための財政支援
  - (5) 準要保護者に対して学用品費や学校給食費等の費用を補助する就学援助事業に対する財政支援
  - (6) 子どもの貧困対策に資する事業であって、国との協議により交付金事業計画に掲げる事業

2. 県及び市が実施する生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に基づく子どもの学習・生活支援事業に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から3/4へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】
3. 県内に現地法人を有し、一定要件を満たす中小企業者が、新たにひとり親世帯の親を正規雇用した場合、雇用を開始した年度から3年度分について、所得の20%を法人税の課税所得から控除する法人税の特例措置を創設する。【新規】【税制優遇】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P5-⑩】

現状・課題

- 本県の子どもの貧困率は29.9%で、全国13.5%の約2.2倍となっている。また、労働者の現金給与総額が全国の約8割の水準、非正規雇用率が全国一高くなっており、ひとり親世帯の出現率が全国の約2倍、高等学校等進学率や大学等進学率は全国水準に達していない。
- さらに、経済的な困窮を抱える世帯は、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多い。
- これまで、国の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用した施策などの実施により、一定の効果が現れてきたものの、全小中学校区の約6割で子供の居場所が設置されていないなどの課題も残っている。

子どもの貧困に関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
相対的貧困率	29.9% (H27)	13.5% (R元)
現金給与総額	265.3千円 (H30)	336.7千円 (H30)
非正規雇用率	43.1% (H29)	38.2% (H29)
ひとり親世帯(母子世帯)の出現率	4.88% (H30)	2.47% (H28)

必要性

- 子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んでいく必要がある。貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援のみならず、保護者に対する生活や経済的な支援などきめ細やかな対策が求められる。
- そのため、取り組みを一過性のものとせず、継続的に推進していくことが重要であり、施策を後押しする制度の創設が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 子ども未来政策課、子育て支援課、青少年・子ども家庭課、保護・援護課、教育庁 教育支援課、保健体育課

## 関連する施策展開

---

2-(1)-イ 子育て支援の充実

2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(1) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
施策展開	イ 子育て支援の充実

## 提案する制度名 黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

目指すすがた

- 世代に応じた子育て支援や地域の子育て支援体制の充実が図られ、誰もが経済状況に左右されず、安心して子どもを産み・育て、全ての子どもが「黄金っ子」として健やかに成長することができる環境の実現を目指す。

### 制度概要



1. 多子世帯の保育料及び放課後児童クラブ利用料を市町村が軽減した場合に軽減相当額を支援する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 潜在保育士を含む保育士並びに保育教諭を確保するための国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
3. 認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るための入所児童の処遇向上等に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
4. 幼児教育・保育施設と小学校との連携体制促進するための幼小接続アドバイザー配置に係る国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
5. 市町村が行う公的施設を活用した放課後児童クラブ、児童館の整備を支援するための国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

6. 国及び地方公共団体が、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、適切な配慮を行う規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第84条の4第1項)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②】

現状・課題

- 米軍統治の時代が長く続いた本県においては、保育所や放課後児童クラブ、児童館などの子育て環境の整備が遅れていた。復帰後、国の高率補助等、様々な制度を活用して保育所等の整備を進めてきたが、全国と比べて認可外保育施設に入所する児童の割合が高いことや、放課後児童クラブの環境改善、利用料が高いことなども課題となっている。
- 合計特殊出生率が高く、人口増加県の一つであるが、今後、少子高齢化の進展や多子世帯への支援の拡充が課題である。
- 現在、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を進めているものの、保育士不足が深刻な状況であり、潜在保育士の復職支援を含む保育士の確保及び保育ニーズのミスマッチ解消が喫緊の課題となっている。
- 認可外保育施設については、認可化移行促進と保育の質の確保・向上に取り組んできたところであるが、国の基準を達成できていない施設が多数ある。保育の無償化を継続するためには、経過措置が終わる令和6年9月までに国の基準を達成しなければならず、保育の質の確保・向上が急務となっている。
- 国が幼児教育・保育施設と小学校との連携を推進している中で、本県でも公立幼稚園が小学校に隣接・併設されていること等から公立幼稚園を中心に連携体制が推進されている。一方、認可外保育施設については、連携体制が脆弱な状況がある。

子育てに関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
合計特殊出生率(R元)	1.82	1.36
保育所入所待機児童率(R2.4月)	2.19%	0.44%
認可外保育施設への児童入所率(H30.3月)	15%	7%
放課後児童クラブの公的施設の活用割合(R元.5月)	33.7%	83.3%
放課後児童クラブ利用料金が8千円未満の施設割合(R元.5月)	35.2%	72.1%

必要性

- 歴史的背景から、認可外保育施設の多さのほか、公私連携幼保連携型認定こども園や公立幼稚園等が多いことなど、他県と異なる幼児教育・保育の環境下にある。このため、保幼こ小連携等を進め、全ての幼児教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供する必要がある。
- 本県の合計特殊出生率は全国一高いものの、少子高齢化が進行することが想定され、多子世帯への経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を図ることにより、全国に先駆けた次世代育成支援モデル地域を目指すことが重要である。

**関連する施策展開**

---

- 2-(1)-ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化
- 2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援
- 3-(10)-イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	イ 医療提供体制の充実・高度化

## 提案する制度名 医療提供体制確保支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

目指すすがた

- 県内各地域の医療ニーズ等を踏まえ、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築することにより、住民の定住条件の整備を図り、医療サービスの地域格差を解消する。

## 制度概要



### <公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援>

1. 沖縄県と北部市町村から構成される北部医療組合が設置する公立沖縄北部医療センターの整備に係る次の経費に対する国の財政支援(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 取得費及び測量費を含めた用地費
  - (2) 設計監督費、事務費及び建築工事費を含めた施設整備費
  - (3) 医療機器を含めた機械器具費
2. 公立沖縄北部医療センター開院後の安定運営並びに同センターに従事する医師の育成及び確保を目的として、沖縄県と琉球大学病院が連携して設置する地域医療教育センター(仮称)について、その設置及び運営に要する費用に対して国の財政支援(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】



## ＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞

1. 北部地域、離島及びへき地における公立病院及び診療所の施設及び設備の整備費用又は運営費に係る国庫補助額の算定方法を次のとおり変更する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更
  - (2) 土地取得費、設計監督費、施設改修費及び職員宿舍の整備費を補助対象経費に追加
2. 厚生労働省に計上されている公立病院及び診療所の整備及び運営に係る予算を内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算)の一括計上へ追加する。【拡充】【財政特例】

## ＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

1. 北部地域及び離島の公立病院については、診療報酬の上乗せとなる総合入院体制加算の対象となる施設基準を、次のとおり緩和する。【新規】【要件緩和】
  - (1) 入院患者に占める重症患者の割合(重症度、医療・看護必要度)の下限を32%から23%へ引き下げ
  - (2) 地域包括ケア病棟を急性期医療を担う病院に併設している場合であって、圏域に回復期医療を担う病院がないときは、施設基準を満たすとする特例の創設
  - (3) 「薬剤師が、夜間当直を行うことにより調剤を24時間実施できる体制を確保している」から「調剤が必要な場合に概ね30分以内に対応可能な体制を確保している」へ変更
2. 1の適用によって増額する診療報酬については患者へ負担を転嫁することなく、国が北部地域及び離島の公立病院へ診療報酬増加分相当額を交付する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】

## ＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

1. 離島・へき地における遠隔医療の推進に必要な設備整備費及び運営費に対する高率補助制度(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 離島・へき地における、かかりつけ医と連携した遠隔医療に対する診療報酬算定の対象患者の拡大や、オンライン診療にかかる診療報酬の加算措置を行う。【新規】【財政特例】



**＜無医地区における医療の確保等（沖縄振興特別措置法第89条＞**

1. 無医地区において、県が沖縄振興計画に基づき実施する沖縄振興特別措置法第89条第1項及び第2項の事業に係る費用に対して国の財政支援(国庫補助率3/4又は1/2)を継続する。【継続】【財政特例】
2. 国及び県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保に努める。【継続】【その他】
3. 無医地区以外の地区において、医療の提供に支障が生じている場合、国及び県が必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等について適切な配慮を行う。【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**＜共通＞**

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内の限られた医療資源で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、北部地域及び離島・へき地における医療提供体制の脆弱さが改めて浮き彫りになった。

**＜公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援＞**

- 本島北部地域は、県内の他地域に比べ一人当たりの市町村民所得が低く、過疎地域が多く存在することから、地域の実情に応じた定住条件の向上が課題である。特に、定住促進に必要となる生活インフラである医療提供体制においては、無医地区が依然として多く存在しているほか、産科、外科等では慢性的な医師不足が続いている。
- 慢性的な医師不足の原因の一つに、県立北部病院と北部地区医師会病院という同規模の急性期病院が2つあることで、必然的に医師の分散と患者の分散による診療制限、診療休止、中南部への患者の流出及び非効率的な経営が行われていた。
- これらの課題を解決するため、令和2年7月に県と北部12市町村等が両病院を統合して新たな基幹病院を設置する基本的枠組みが合意されたものの、公立沖縄北部医療センター開院後の安定的な医師の確保については検討課題として残されている。

**＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞**

- 高温多湿、海岸が近く台風等による強風、波浪の影響を受ける自然環境下であり、建築施設への影響が大きく、施設の老朽化の進行が早い。
- へき地診療所及び北部・離島の公立病院においては、圏域内での医療提供体制の完結を図るための医療施設、医療機器整備及び運営費の負担が大きい。

現状・課題

### ＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

- 本県の医療提供体制は、復帰当時、全国と比べて大きく立ち後れた状態にあったため、県立病院主導で医療提供体制が整備されたことにより、現在においても市町村立病院の設置が進まず、県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年度：全国4位）と全国平均3.5%に比べ高い状況となっている。
- 北部圏域、宮古圏域及び八重山圏域においては、不採算医療や急性期医療については公立病院が担っているが、重症度が高い患者以外についても幅広く診療せざるを得ないため、診療報酬の算定方法における総合入院体制加算の施設基準を満たすことが困難である。

### ＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

- 離島・へき地においては、一人で様々な患者に対応できる総合診療医師の需要が高いが、身体的・精神的な負担が大きく、総合診療医師は慢性的に不足している。
- また、離島の医療機関を受診する観光客も増加しており、医療機関の負担が大きくなっている。
- 特に離島・へき地においては、主に県立診療所等の公的医療機関がその役割を担っているが、専門性の高い症例については、沖縄本島等の島外の医療機関へ通院せざるをえず、離島住民にとって、経済的・身体的に大きな負担となっている。

### ＜無医地区における医療の確保等＞

- これまで、医師不足等の解消のため各種施策を実施し、医師数が増加するなど着実に成果を上げてきたが、圏域や診療科による偏在が課題となっている。

### ＜公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援＞

- 北部医療圏における慢性的な医師不足を解消するためには、同規模の急性期病院である県立北部病院と北部地区医師会病院の2病院を統合し、公立沖縄北部医療センターを整備することで、安定的な医療提供体制を構築する必要があり、開院後の効率的な経営に資するため新たな支援制度が必要である。
- 公立沖縄北部医療センター開院後の良質かつ効率的な医療を提供するため、琉球大学病院との連携を図り、医師の確保及び医師の育成を行う地域医療教育センター（仮称）を設置するとともに、安定的かつ継続的な運営に向けては、国による財政支援や医師確保への配慮等について法制度に明確に位置付ける必要がある。

### ＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞

- 本県は、県内で完結できる医療提供体制を構築する必要があるが、中核病院の少ない北部地域及び離島・へき地において、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した施設設備整備を推進し、住民の定住条件の整備を図る必要がある。

＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

- 北部地域・離島の診療報酬算定に係る要件を緩和し、総合入院体制加算により見込まれる増収分を補填する交付金制度(全額国庫)を創設することで、公立病院の経営安定化を図り、北部地域・離島において必要な医療を確保する必要がある。

＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

- 居住離島にしながら、遠隔で必要な医療を受けることが出来る5Gにも対応した体制を整備し、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した遠隔医療を推進し、離島等における医療提供体制の確保を図る必要がある。

＜無医地区における医療の確保等＞

- 無医地区等が所在する小規模離島市町村においては、財政力が脆弱であることから、離島や過疎地における医療提供体制の整備など、無医地区における医療の確保等について引き続き取り組む必要がある。

担当部課

保健医療部 保健医療総務課、医療政策課、病院事業局 病院事業総務課、病院事業経営課

関連する施策展開

- 2-(2)-ウ 救急医療、災害医療、離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(2)-エ 医療従事者の確保と資質向上
- 2-(6)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	Ⅰ 医療従事者の確保と資質向上

## 提案する制度名 薬剤師確保対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	—	○

目指すすがた

- 県内各地域の医療ニーズ等を踏まえ、医療の高度化、複雑化に対応し、地域医療を支える薬剤師を安定的に育成・確保することで、医療サービスの地域格差を解消する。

## 制度概要



1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置及び同学部(科)の設置に伴う施設整備に要する費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 本県の地域医療に貢献できる薬剤師を養成するため、1の支援を受けて設置した薬学部(科)においては、地域枠入学試験制度の導入を義務付ける。【新規】【その他】
3. 本県の薬剤師不足が改善するまでの間は、県内全域に薬剤師を派遣できるようにするため、薬剤師の調剤の業務を労働者派遣事業の対象とする規制を緩和する。【新規】【規制緩和】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P1-③】

現状・課題

- 本県は人口10万人あたりの薬剤師数が全国最下位であり、医療機関や薬局において慢性的に薬剤師不足の状況となっている。その要因として、県内に薬剤師を養成する大学がなく、県外へ進学する必要があることや多額の費用がかかること等が挙げられている。

## 現状・課題

- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の支援、地域包括ケアシステムにおける多剤・重複投与の防止や患者の薬物療法の安全性・有効性の向上、医療費の適正化など、今後薬剤師に求められる役割は大きくなっている。
- 医師については派遣場所が離島・へき地の場合は一部例外として派遣が認められており、薬剤師も同様の内容で令和3年4月1日から規制が緩和されるが、沖縄県においては、県全域において薬剤師が不足している状況であることから、薬剤師確保は重要な課題となっている。

## 必要性

- 県内の薬剤師不足を解消するための抜本的な方策として、県内国公立大学への薬学部(科)を設置する必要がある。
- 実際に県内国公立大学への薬学部設置及び薬剤師育成までに相当な期間を要することから、当分の間、限りある人材を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が必要である。

## 担当部課

保健医療部 衛生薬務課、病院事業局 病院事業総務課

## 関連する施策展開

- 2-(2)-イ 医療提供体制の充実・高度化
- 2-(2)-ウ 救急医療、災害医療、離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(6)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
- 5-(3)-エ 医療・福祉など地域の安心を支える人材の育成



将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	オ 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化

## 提案する制度名 新興・再興感染症等発生時における社会経済活動維持のための社会的検査体制の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症等の発生時における経済損失を最小限に抑え、社会経済活動を継続するため、戦略的にPCR検査等を実施し「安全・安心の島 沖縄」を推進する。
- 特に、県外からの来訪者に接触する機会が多い観光関連事業者及び医療提供体制が脆弱な離島において、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、社会活動の維持を図る。

### 制度概要

3 すべての人に健康と福祉を

11 質の高い医療をまもろうとする

1. 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症等の拡大を抑制するとともに社会経済活動を維持するため、社会活動維持に必要なライフライン関連事業者及び観光関連事業者がその従業者(エッセンシャルワーカー等)に対して実施するPCR検査等に要した費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**現状・課題**

- 沖縄県は島しょ県であることから、新型コロナウイルス感染症対応についても、県内の限られた医療資源で完結出来る体制の構築を余儀なくされており、特に離島地域においては、医療提供体制が脆弱であり、新型コロナウイルス感染症が県全体に拡大した際には、検査体制や医療提供体制がすぐに逼迫してしまう事態となり、県外・島外からの渡航自粛を強化するなど深刻な影響をもたらした。
- 本県における新型コロナウイルス感染症の流行の要因の一つとして、県外からの持ち込みが考えられるが、県外からの来訪者が空港を通過する際には無症状であることがほとんどであり、観光関連事業者(交通、宿泊、飲食店等)も感染者との接触があっても気づかないため、大きな不安を抱えている。

- そのため、県経済の牽引役である観光関連事業者や、社会活動維持に必要となるライフライン関連事業者（医療、介護、保健、交通、流通、電気、ガス、水道、教育等）における感染の早期発見や、従事者及びその家族の安全・安心の確保していくことは重要な課題である。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えながら、社会経済活動を展開していくことは、ウィズ・コロナの時代にあって必須であり、特に県経済の牽引役である観光関連と社会活動維持に必要となるライフライン関連事業者の安全・安心を確保するための環境整備は急務である。特に、医療提供体制が脆弱な離島地域においては検査体制を早急に強化する必要がある。
- エッセンシャルワーカー等への戦略的なPCR検査等については全国的にも統一的な対応方針が決まっていないため、対象者の範囲や検査の実施方法、費用負担については、制度的な裏付けがない状況である。このため、県独自の制度設計に基づき、観光関連従事者やライフライン関連従事者に対する全県的な検査体制を確立するとともに、検査の実効性を担保するためには沖縄振興特別措置法においてその制度的裏付けとなる規定を明記する必要がある。

担当部課

保健医療部 感染症対策課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	—


## 提案する制度名 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 県内市町村国民健康保険事業特別会計において実質収支で赤字が無くなり、収支の均衡が取れるようになることにより、国民健康保険事業の安定運営を図り、県民が安心して医療サービスが受けられる。

### 制度概要



1. 国保被保険者に占める低所得者の加入割合が高いことに加え、前期高齢者の加入割合が低く、負担能力のない子どもの加入割合が高い沖縄の特殊事情に配慮し、子どもの加入割合が高いことに着目した国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**現状・課題**

- 令和2年7月に国が公表した平成30年度の市町村国保の財政状況によると、全国では約215億円の黒字であり黒字化を達成しているが、本県については、約22億円の赤字であり依然として厳しい状況が続いている。
- 本県市町村国保の法定外繰入については、公費拡充前の平成29年度に比べ大きく改善しているが、平成30年度以降も50億円を超える法定外繰入が続いており、平成20年度から令和元年度までの12年間で約958億円に及ぶ法定外繰入を行っている。
- 本県市町村国保が赤字となる大きな要因は、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が少ないことにあり、一人当たり交付額は全国平均の3分の1程度となっている。
- また、今後見込まれる収支不足を保険料(税)で補うには、一人当たりで20%もの引き上げが必要だが、本県市町村国保は、低所得者の加入割合及び負担能力のない子ども(20歳未満)の加入割合が高いことなどから、保険料(税)の早急かつ大幅な引き上げは困難な状況にある。



必要性

- 今後も都道府県単位化による安定的な財政運営によって持続可能な制度を構築するとともに、本県市町村国保の構造的な課題の解消につなげていくためにも、本県の特殊事情に配慮した財政支援が必要である。

**担当部課** 保健医療部 国民健康保険課

関連する施策展開

---

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備



## 提案する制度名 水道広域化促進支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすべきた**

- 水道事業の統合や水道用水供給事業の拡大による水道広域化を推進することで、地域間で格差のない水道サービスを楽しむことができる環境を整備し、安心・安全で豊かさを実感できる社会の実現を目指す。

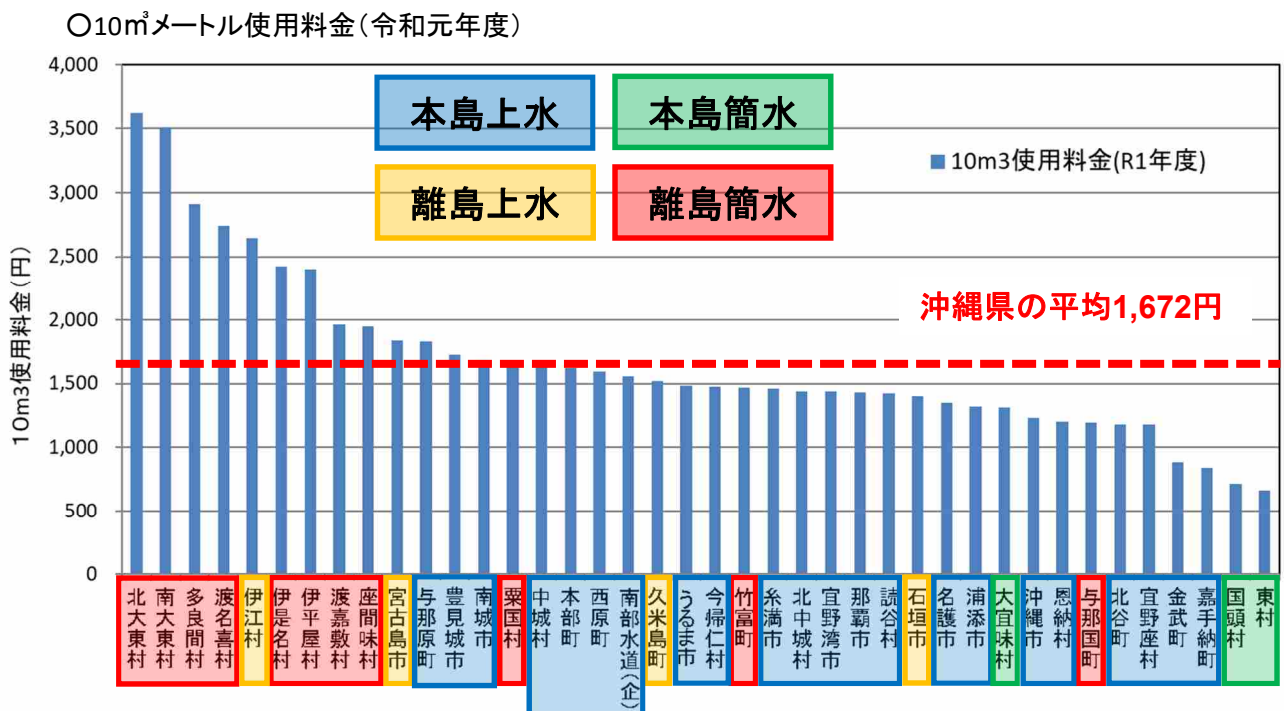
### 制度概要

1. 水道広域化の推進及び水道事業の運営基盤の強化に向けて、市町村又は県が実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を拡充又は創設する。【新規】【拡充】【財政特例】
  - (1) 小規模水道事業者(簡易水道事業)を含む圏域又はブロック単位において、事業統合(水平統合)を実施する水道事業者(市町村、企業団)の施設整備、事務関係システムの整備等に対する国の財政支援の拡充(現行の国庫補助率1/2又は2/3から8/10へ引き上げ)
  - (2) おきなわ水道ビジョンで掲げる県内統合水道の実現に向けた県の取組
2. 離島地域における安定的な水道用水の供給に向けて、県が離島において実施する水道施設の整備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率3/4、8.5/10から9/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】
 

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P5-⑫】

- 本県離島の水道は、乏しい水源や水源水質悪化の状況に対応するため海水淡水化や高度処理施設、海底送水管が多く整備されているため、高コスト構造となっていることに加え、離島県で他県と陸続きではないため、災害時等において県外から応急給水の支援を受けるまでに時間を要するなどの課題を抱えている。特に、離島地域では水道料金が本島よりも高く、水道サービスに大きな格差が生じている。また、老朽化に伴う計画的な更新や耐震化など整備に要する費用の確保が課題となっている。
- 平成30年度の改正水道法において、水道の基盤を強化するため、都道府県には広域的な水道事業者等との連携等の推進、基盤の強化に関する施策の推進が求められているが、県内で圏域単位で事業統合を行う場合において、事業統合の中心となる水道事業者の財政的負担や水道料金値上げへの影響等が懸念され、水道広域化が進まない要因になっている。



- 小規模水道事業者の経営基盤や技術基盤の安定化を図り、地域間格差のない水道を構築するため、水道広域化の取組を推進する必要がある。水道供給に係る事業統合（水平統合）を含めた水道広域化は、運営基盤の強化や技術水準の確保、漏水などの事故や災害時への対応等に有効な手段と考えられることから、水道広域化の推進を強力に後押しするための制度拡充が必要である。
- 水道広域化後も老朽化施設の計画的な更新に合わせた耐震化など災害に強い水道施設の構築を推進し、離島において将来にわたりより安全で安定的な水道水の供給を図ることが重要だが、水道施設の整備は多額の予算が必要であり、現行の補助率では財政負担が大きいことから、資本費負担軽減のための国の財政支援が必要である。

**担当部課**

保健医療部 衛生薬務課、企業局 配水管理課、総務企画課

**関連する施策展開**

- 2-(5)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保

## 提案する制度名 離島等における福祉サービス提供体制の確保支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉・介護サービスが継続して提供され、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

### 制度概要

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

＜離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援＞

- 離島地域において、小規模特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームを運営する者が当該ホームの附属設備を修繕又は更新を行った場合、その費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - 既存の国庫補助 等：施設の新設、改築、大規模改修 → 補助メニューあり
  - 附属設備の修繕(空調設備の更新など) → 補助メニューなし
- 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは適切な配慮をするものとする規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第90条)【継続】【その他】

**<離島等の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援>**

1. 離島・過疎地域における福祉人材の円滑な確保・育成に向けて、当該地域に居住する者が当該地域内で法定研修や資格取得のための研修等をオンラインで受講できる環境を整備するため、受講する当該地域における通信環境整備や、配信する研修実施団体における機器購入等に要する次の費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 離島・過疎地域(受信側)における機器購入、Wifi環境整備等に要する経費
  - (2) 受信する際のオペレーター派遣等に要する経費
  - (3) 研修実施団体等(配信側)における機器購入、Wifi環境整備等に要する経費
  - (4) 配信、受信に係る通信費、備品等維持管理費

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②、P1-③】

**<離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援>**

- 小規模特養等は、定員数が少ないため大規模施設に比べてスケールメリットが活かせず、事業収益性が低いという性質を有している。
- 特に離島地域においては、職員の確保、入所者の確保が難しく、経営的に厳しい構造となっている。
- 附属設備の修繕にあたっては、島内で事業者、人材又は資材等を確保できない場合も多く、輸送コスト等の追加的な費用負担が必要となる。
- 以上のような状況から、附属設備の修繕を円滑に進めることができなくなることも懸念され、十分な介護サービスの提供が困難となる。

**<離島の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援>**

- 東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在しており、各種研修を効率的に実施することが困難である。
- 沖縄本島における研修への参加は、旅費等の費用面の負担が大きい。
- 研修受講のためには、移動日も含めて数日間島を離れる必要が生じるが、その間の代替職員の確保が困難であり、業務上の負担も大きい。
- 離島・過疎地域では研修対象者が少数であり、現地開催も非効率である。

＜離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援＞

- 離島地域における小規模特養等においては、事業収益性が低い環境下で厳しい施設経営を行っており、附属設備の修繕が適切に行われるよう支援する必要がある。
- 島外への人口流出を抑制するためには、定住条件の整備が必要不可欠であり、住み慣れた離島地域で必要な介護サービスを受けることができるよう、小規模特養等の附属設備の修繕を支援する必要がある。

＜離島の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援＞

- 少子高齢化や人口流出が進む離島・過疎地域において、定住条件の整備は重要な課題である。
- 子育て環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して生活できる環境を整えるためには、資格の取得、免許状の更新、各種研修の受講促進等により、福祉人材の安定的な確保・育成が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課、子育て支援課、障害福祉課

関連する施策展開

- 2-(3)-ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり
- 2-(3)-イ 障害のある人が活動できる地域づくり
- 2-(3)-ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上
- 5-(3)-エ 医療・福祉など地域の安心を支える人材の育成